演習地に立入るな

屑鉄漁りの取締り強化

警察保安課では二十一日各署を通じて一般に軍演習地域に立入らぬよう警告を発する一方、各署にその取締りを示達した。

最近海上のスクラップ収集が目立つて増え、とくにクリ舟漁民による軍演習海域内での砲弾類の破片拾取が各地でひんぱんとなり、これまで度々演習の邪魔になると軍からお目玉をくらつただけでなく、演習地への立入りは外傷の危険を伴うおそれがあるので厳重に取締れというもの。警備艇をもつている署では、海上取締りに重点を置くという。取締りの対象となる演習地はつぎの通り。

△陸上演習地域

1、金武射撃場2、キヤンプ桑江射撃場（北谷三浜崎から海岸一帯）3、宜野座村松田射撃場4、沖縄中、西部対空テスト（嘉手納、小禄西）

△海上演習地域

1、伊平屋島北々西海上（爆撃）2、沖縄西北部海上（同）3、沖縄北東海上（艦砲射撃対空射撃）4、喜屋武岬南方（対空射撃）5、ラサ島（沖の大東島）6、赤尾嶼（ウリー岩、タイショウ島ともいう）7、オキノ大東島（ラサ島ともいう）

△空軍演習地域

1、出砂島（渡名喜島北西方）2、ボーロポイント3、黄尾嶼4、鳥島、5、ジヤウ島。

1956.4.22
T(3)

1956年04月22日